

議案第 4 7 号

四万十町立美術館条例の一部を改正する条例について

四万十町立美術館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 6 月 1 1 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例 号

四万十町立美術館条例の一部を改正する条例

四万十町立美術館条例（平成18年四万十町条例第180号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項ただし書中「 3 時30分」を「 4 時30分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。